

令和8年度札幌SDGs企業登録制度及び札幌SDGs先進企業認証制度に係る運営業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

令和8年度札幌SDGs企業登録制度及び札幌SDGs先進企業認証制度に係る運営業務

2 本書の目的

本書は、「令和8年度札幌SDGs企業登録制度及び札幌SDGs先進企業認証制度に係る運営業務」の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議の中で変更する場合がある。

4 業務委託期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

5 事業規模（契約限度額）

12,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

上記の金額は事業規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 参加資格

- (1) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (3) 市区町村民税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

7 企画提案を求める事項

企画提案書は、別紙仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。提案は予算の範囲内で全て実施できるものとし、選択式の提案もしくは予算を超えたオプション提案などによる提案は行わないこと。

- (1) 業務にあたっての体制及び考え方、基本的認識、業務遂行能力に関する事項
- (2) 類似業務の実績及びノウハウ
- (3) 業務スケジュール及び見積書
- (4) 別添「業務仕様書」の実施項目について、それぞれ効果的かつ具体的な手法
- (5) 別添「業務仕様書」の実施項目以外に必要と考える独自提案と、その効果的かつ具体的な手法

8 企画提案のプレゼンテーション審査

(1) 審査

令和8年度札幌SDGs企業登録制度及び札幌SDGs先進企業認証制度に係る運営業務企

画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、1者を選定する。企画提案者が4者以上となった場合、下記の審査基準により、企画提案書の書類審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位3者までの企画提案を選定する。書類審査を実施する場合に限り、令和8年3月3日（火）までに電子メール又は電話にて通知する。審査結果については令和8年3月9日（月）までに電話で通知し、追って文書で通知する。

（2）審査基準

下表のとおり。

（3）評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

（4）採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が2者以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

（5）参加者が1者であった場合

最低基準点（満点の6割）以上となった場合に限り契約候補者として選定する。

（6）札幌SDGs登録企業に対する加点

提案事業者が札幌SDGs登録企業である場合は、下記の配点に加え、本業務とSDGsとの親和性を考慮し、委員一人につき、100点満点を上限とし、2点加点することとする。

【書類審査及びプレゼンテーション審査共通基準】

審査項目と配点	審査の視点
1 基本的認識【5点】	
①SDGsに関する知識（5点）	・SDGsに関する知識が十分にあり、企業に対するSDGs推進の目的や効果を理解しているか。
2 業務執行能力【30点】	
①計画性（10点）	・本業務が適切かつ円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。
②執行体制（15点）	・業務の効果的な遂行にあたり必要となる、専門性を有した人材の登用と十分な人員配置が予定されているか。
③類似業務の実績（5点）	・委託業務の実行力を示す類似業務の実績及びノウハウを有しているか。
3 企画提案内容【65点】	
①登録制度の運営（5点）	
・申請受付、審査（5点）	・迅速かつ適切な対応が可能な提案となっているか。
②ロールモデル企業の取組発信による普及事業（45点）	
・認証企業及び登録企業のSDGsに関する取組の普及（20点）	・認証企業及び登録企業のSDGsに関する取組を効果的に発信、普及することが可能な提案となっているか。 ・認証企業及び登録企業の事業PRとSDGs経営の重要性の発信の両立を図る提案となっているか。 ・実施内容や実施回数、出展等の参加企業数等が効果的な提案となっているか。
・認証企業への取材及び認証企業を取り上げた広報媒体（事例集等）の作成、活用（10点）	・認証企業のSDGsに関する取組を効果的に発信することが可能な広報媒体を作成・活用する提案となっているか。
・勉強会及びビジネス交流会の開催（15点）	・SDGsの取組が企業の成長に寄与することが伝わる内容の勉強会となっているか。

<ul style="list-style-type: none"> ・認証企業及び登録企業の情報交換やビジネスの発展等に繋がる内容の交流会となっているか。 	
③登録・認証制度の共通業務の実施(5点)	
・問い合わせ対応(5点)	・迅速かつ適切な対応が可能な提案となっているか。
④SDGs経営相談窓口との連携(5点)	
・SDGs経営相談窓口との連携(5点)	・SDGs経営相談窓口との連携を想定した内容となっているか。
⑤独自提案(5点)	
・独自提案(5点)	・当事業の目的達成に資する具体的かつ効果的な追加提案があるか。

9 企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

①	質問書	様式1
②	参加意向申出書	様式2
③	企画提案書提出書	様式3

(2) スケジュール

①	公募開始／2月9日（月）
②	質問の受付／2月20日（金）17:00（必着）まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・質問書（様式1）に、要旨を簡潔にまとめて提出すること。 ・提出方法は、電子メールとし、電話や窓口での質問は受け付けない（送信先は後記12に記載）。 ・電子メールのタイトルは「令和8年度札幌SDGs企業登録制度及び札幌SDGs先進企業認証制度に係る運営業務 質問書（事業者名）」とする。 ・質問を受理した日から3日（土日祝日を除く。）以内に札幌市経済観光局ホームページ上で回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては質問者のみに対し回答する場合がある。 (質問を行った事業者名等は公開しない) ・受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。
③	参加意向申出書の受付／2月25日（水）17:00（必着）まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案への参加を希望する事業者は、後記10(1)の「参加意向申出書（様式2）」を提出すること。 ・提出方法は、電子データをメールで送付するとともに、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付（締切日必着）又は持参（土・日・祝日を除く9:00～17:00）とする（送付先は後記12に記載）。 ・参加資格審査結果は個別に通知する。 ・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。
④	企画提案の受付／3月2日（月）17:00（必着）まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・後記10(1)の「企画提案書提出書（様式3）」「企画提案書（様式任意）」「見積書（様式任意）」を全て提出すること。なお、企画提案書については、後記10(2)の留意事項を確認の上、作成すること。 ・提出方法は、電子データをメールで送付するとともに、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付（締切日必着）又は持参（土・日・祝日を除く9:00～17:00）とする（送付先は後記12に記載）。 ・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。

⑤	書類審査の実施／3月5日（木）までを予定
	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案者が4者以上となった場合、上記の審査基準により、企画提案者の書類審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位3者までの企画提案を選定し、企画提案提出者に通知するものとする。
⑥	プレゼンテーション審査の実施／3月13日（金）を予定
	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。 開始時間や場所は、別途期日前に企画提案書を提出した事業者に連絡する。 審査は、1企画提案あたり、30分間（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。 出席者は3人以内とし、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを実施すること。なお、当日のプロジェクター使用及び追加の資料配布は認めない。 プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。 プレゼンテーションにおいて、事業者名を述べることは認めないものとする。
⑦	審査結果通知／プレゼンテーション審査実施後
	<ul style="list-style-type: none"> 審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。 審査の過程については公表しない。 審査結果に対する質問は通知日から起算して10日間までの期間に受け付ける。連絡方法は電子メール又はFAX又は電話（土・日・祝日を除く9:00～17:00）とする。回答は質問者に対して個別に行う。
⑧	契約手続き／3月下旬を予定
	<ul style="list-style-type: none"> 本件業務の委託契約は、上記審査により選定された事業者の企画提案を基に、当該事業者と本市における協議・調整を経て確定した仕様書に基づき、当該事業者から別途見積書の提出を受けた後に締結する。詳細は、選定事業者に対し別途通知する。 選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選択する、ただし、次点の評価を受けた事業者が、最低基準点に満たない場合は選定しない。 契約候補者は委託契約締結後の業務を円滑に行うため、令和7年度受託事業者から、事前に業務の引継ぎを受けるものとする（引継ぎに当たっての費用は、契約候補者の負担とする）。

10 提出書類及び留意事項

(1) 提出書類

以下様式について、紙媒体及び電子データで提出すること。紙媒体での提出は持参又は郵送により提出すること。電子データでの提出は、電子メールで提出すること。

【全ての事業者が提出する書類】

提出書類	部数	提出期限
参加意向申出書（様式2）	正本1部	2月25日（水） 17:00まで
企画提案書提出書（様式3）	正本1部	3月2日（月） 17:00まで
企画提案書（様式任意）	正本1部 副本2部	
見積書（様式任意）	正本1部 副本2部	

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

ア 企画提案書はA4判（縦・横不問）、片面印刷で最大20ページ（表紙及び目次を

- 除く。)とすること。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すること。
- イ 見積書については、積算根拠が分かるように記載し、消費税等相当額も明示すること。なお、当該見積額は、企画書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。
- ウ 提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。
- エ 審査の公正を期すため、副本2部及び副本データには、表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現は一切記載しないこと。

11 その他留意事項

- (1) 本件企画競争に係る書類作成、提出等にかかる一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない（軽微な修正は除く）。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成など）。
- (8) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- (9) 本件企画競争の参加者は、札幌市から提供する情報を本件企画競争の提案に係るもの以外の用途に使用してはならない。
- (10) 企画提案の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (11) 委託者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。

12 企画提案書等提出・問合せ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎15階北側）
札幌市経済観光局産業振興部商業・経営支援課課金融・経営支援担当係
担当：斎藤、上野
電話：011-211-2372 FAX：011-218-5130
E-mail：kin-yu@city.sapporo.jp